（北海道大学名誉教授）　石黒　亮二
正四位に叙する
（広島大学名誉教授）　正七位　柳生　亮三
従四位に叙する
水口　智之
従五位に叙する
荒木　藤男　板倉　正　大澤　昭一
正八位　福田　隆郎　藤村　誠　加賀美金三
正六位に叙する（各通）　本多與三雄
秋田はる子　菅野　文男　小林重三郎
是永　收司　二瓶　萬助　波多野秋夫
久　泰雄　藤村　晴雄　宗像　洋二
従六位に叙する（各通）　鈴木　伸二
阿部　幸治　福永　政雄
鈴木　彦弥
正七位に叙する（各通）（以上三月三十一日）　杉田　久信
岡田　キク　神田　浩　菊池　正　楚南　盛興
坂本　豊美　田原口保貞　富田　順三　冨永　榮雄
水野　毅　濱林　六郎
従五位に叙する（各通）　宮本喜久治
大久保満月　大和　昭
正八位　桑嶋　英信
手塚　勝久　高橋　新一
西山日吉郎　松本　昱郎
正六位に叙する（各通）　吉野　保男
正八位　木下　幸孝
従六位に叙する（各通）　山岸　良雄
正八位　黒水　啓一
正七位に叙する（以上四月一日）　中村　要
従四位に叙する　内田　太郎
渡辺　信有
正五位に叙する　越智　和男
従五位に叙する　和島　正一
梅本　信之　日色　義忠
熊野市郎平　片山　勝也
情野　三男　小林　誠
従六位に叙する（各通）　田邉　終藏
正七位に叙する（以上四月三日）
従五位に叙する
正六位に叙する
従六位に叙する
正七位に叙する（以上四月四日）
従五位に叙する
従六位に叙する
正七位に叙する（四月六日）
正六位に叙する（四月七日）
従三位に叙する
正六位に叙する　（財務事務官）
従六位に叙する（以上四月八日）
正六位に叙する
従六位に叙する（以上四月九日）
○叙勲
旭日小綬章を授ける　井上　彰次
旭日双光章を授ける（各通）
旭日単光章を授ける（以上三月二十八日）　小林　敏
旭日双光章を授ける　今村　惠
旭日単光章を授ける（以上三月三十日）　菅原　秋夫

比嘉　宏
川上　榮一
久保木益榮
柴田　哲夫
久保田　孝
馬渡　勲
岡本　醇
黒澤　勝三
松本　保亮
前田勝之助
三宮　靖弘
中垣　紀
恒任　孝夫
倉橋　弘治
丸山　昭四
青野　義正

旭日単光章を授ける（三月三十一日）　桂嶋　昭男
原田　進安
旭日小綬章を授ける
旭日双光章を授ける（以上四月四日）　渡部　恆
市川　仁　新藏　千尋　谷村　穣
冨田　進　松本　繁　三村　鐐
牟田　悟
瑞宝双光章を授ける（各通）（三月二十八日）
瑞宝中綬章を授ける　平野美惠子
（京都教育大学名誉教授）　小松　昭雄
田中　弘
根本嘉四郎
瑞宝小綬章を授ける（各通）　肥後　喬
小口　茂一　中川内畢雄　山崎　弘行
古殿　孝支　細野　定男
瑞宝双光章を授ける（各通）　永石　秀雄
及川　勝実　川村　正市
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十九日）　古川　善吾
（国立大学法人職員）
瑞宝中綬章を授ける　宮脇　邦彰
瑞宝小綬章を授ける　太田　恭一
五十嵐　幹　柏木　正男
沖田　正　小田内富雄　柴田　照明
勝瀬　徳重　上野　充彌
清水　信義　竹中　誠男
（文部科学事務官）　徳岡　公人
瑞宝双光章を授ける（各通）　本橋　喜三
奥田　政雄　佐藤　金作
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月三十日）　鈴木　彦弥
大澤　昭一　菅野　文男　久　泰雄　福田　隆郎
沼口金四郎　宗像　洋二
藤村　誠
瑞宝双光章を授ける（各通）　及川　雄平
阿部　幸治　中村　時男
眞保孝一郎　神田　浩
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月三十一日）　杉田　久信
瑞宝小綬章を授ける　菊池　正　安田　廣美
大久保満月　手塚　勝久
田原口保貞
大和　昭
瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（以上四月一日）　吉野　保男
山岸　良雄
瑞宝小綬章を授ける（四月二日）　比嘉　宏
瑞宝小綬章を授ける　片山　勝也　小林　誠
瑞宝双光章を授ける（各通）　梅本　信之　柴田　哲夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月三日）　東海林昭吉
瑞宝双光章を授ける（四月四日）　馬渡　勲
岡本　醇
瑞宝双光章を授ける（各通）（四月五日）　菅原　三郎
瑞宝単光章を授ける（四月七日）　三宮　靖弘
瑞宝双光章を授ける　中垣　紀
（財務事務官）
瑞宝単光章を授ける（以上四月八日）　恒任　孝夫
倉橋　弘治
瑞宝双光章を授ける（各通）（四月九日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年四月二十七日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

小林　英一　羅田　**久**和　上原　豊
谷岡經津子　斉藤　暁子　山野　好子
武藤　征一　堀米　伸子　髙田　環
藤多　哲朗　豊原　房枝　出井　弘八
小林　正二　太田　茂　増山　郁夫

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年四月二十七日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

高田　忍　安田　玉一
杤尾　浩子　川上　圭子

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）